

「東京都障害者情報 コミュニケーション条例」 について



東京都福祉局障害者施策推進部
企画課意思疎通支援担当

Ⅰ 東京都における 情報保障の推進に関する条例整備

平成30年

「東京都障害者差別解消条例」制定
(10月1日施行)

障害を理由とする差別の解消の推進に関し、
必要な事項を定める

➡ 「情報保障の推進」(第15条) 及び
「言語としての手話の普及」(第16条)を規定

令和4年 「東京都手話言語条例」制定 (9月1日施行)

《目的》

手話は**独自の文法を持つ一つの言語**であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進

➡手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活できる共生社会を実現する

《制定経過》

令和3年11月 都議会においてワーキングチームの立ち上げ
⇒都議会全体で条例制定に向け検討

令和4年 6月 第二回都議会定例会において議員提案、
全会一致で可決・成立

令和7年「東京都障害者情報コミュニケーション条例」制定（7月1日施行）

《目的》

- 障害者の社会参加には、障害者が情報を十分に取得利用し、円滑に意思疎通を図ることができることが重要
- 障害者による情報の取得利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進、安心して生活できる共生社会を実現する

《制定経過》

- 令和5年8月 都議会においてプロジェクトチーム立ち上げ
⇒ 都議会全体で条例制定に向け検討
- 令和7年3月 第一回都議会定例会において議員提案、
全会一致で可決・成立

2 「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の概要

目的(1条)

障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現に資する

定義(2条)

- (1)障害者
- (2)社会的障壁
- (3)意思疎通等に係る手段
- (4)意思疎通支援者

基本理念(3条)

- (1)全ての障害者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するため、**意思疎通等に係る手段**について、**選択の機会が確保**され、その**障害の種類及び程度に応じ必要かつ有効な手段を選択**することができるようにする
- (2)全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる**地域にかかわらず等しく**その必要とする情報を十分に取得、利用、円滑に意思疎通を図ることができるようにする
- (3)障害者が取得する情報について、可能な限り、**障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報**を障害者でない者と**同一の時点**において取得することができるようにする
- (4)先端的な技術をはじめとする情報通信技術の活用を推進し、**全ての障害者が、その必要とする情報を十分に取得、利用、円滑に意思疎通を図る**ことができるようにする

2 「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の概要

都・事業者・都民の責務(4条~6条)

- ・都は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に策定し、実施する(4条)
- ・都は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得、利用、円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、実施する(4条)
- ・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得、利用、円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、都が実施する施策に協力するよう努める(5条)
- ・都民は、この条例の目的及び基本理念について理解を深め、都並びに区市町村が実施する施策に協力するよう努める(6条)

関係者相互の連携及び協力(7条)

都、区市町村、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める

障害者等の意見の尊重(8条)

都は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める

2 「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の概要

障害者計画との関係(9条)

(1)都が障害者計画を策定し、又は変更する場合には、計画がこの条例の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする

(2)都は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策の実施状況について、これを毎年公表するとともに、障害者、障害児の保護者その他の関係者から意見を聴く機会を設けるものとする

基本的施策(10条～17条)

- ・障害者による情報取得等に資する機器等(10条)
- ・関心と理解を深める機会の確保等(11条)
- ・障害者からの相談及び障害者に提供する情報(12条)
- ・意思疎通支援者等の人材確保、養成等(13条)
- ・事業者への支援(14条)
- ・学校における支援(15条)
- ・調査研究等(16条)
- ・災害時等における措置(17条)

財政上の措置(18条)

都は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

附則

施行3年後、施行の状況等を検討し、措置を講じる

3 福祉局における情報保障推進の取組

《普及啓発・理解促進》

➤リーフレット・ポスター等

➤特設サイト

「ハートシティ東京」



➤大学生向け手話普及イベント

《デジタル技術の活用・利用支援》

➤ 東京都障害者IT地域支援センター
における情報保障機器の
展示、利用相談等



➤ 情報保障機器の開発支援

➤ 遠隔手話通訳、
電話代理支援等の実施



《人材養成》

- 意思疎通支援者の養成
 - ・手話通訳者
 - ・要約筆記者
 - ・盲ろう者向け通訳・介助者
 - ・失語症者向け意思疎通支援者等

《災害時の措置》

- 「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を区市町村に周知
- 福祉避難所において、障害者に対し情報伝達機器の整備、導入等に取り組む区市町村を財政的に支援

情報保障の推進のため、
必要な施策を総合的かつ計画的に推進



ご清聴ありがとうございました

